

千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

令和 8 年 7 月 22 日
企画管理部教育総務課

1 改正理由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号。以下「法」という。）が令和 4 年 4 月 1 日より施行され、第 23 条に都道府県教育職員免許状再授与審査会を置くことが定められたことに加え、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者）に対し、改善更生の状況その他その後の事情により再び教育職員免許状を授与するに当たっては、あらかじめ都道府県教育委員会の設置する教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならないとされた（第 22 条第 2 項）。

なお、都道府県教育職員免許状再授与審査会は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項で規定されている附属機関に該当する。

千葉県においても、法の制定を受け千葉県教育職員免許状再授与審査会規則（令和 7 年 4 月 1 日施行）を定めて、当該審査会を設置した。今後、委員選定の協議と委嘱手続きを進めるにあたり、千葉県教育委員会行政組織規則において当該審査会を附属機関として位置付ける必要があることから、改正を行うこととする。

2 改正内容

●第二十条 教育振興部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

教職員課

新	旧
<u>十三 千葉県教育職員免許状再授与審査会に関すること。</u>	<u>(新設)</u>

●第四十二条 教育委員会の所管に属する附属機関及びその庶務を処理する機関は、次の表のとおりである。

新			旧		
附属機関名	庶務を処理する機関名		附属機関名	庶務を処理する機関名	
千葉県産業教育審議会	教育政策課	企画管理部	千葉県産業教育審議会	教育政策課	企画管理部
千葉県生涯学習審議会	生涯学習課	教育振興部	千葉県生涯学習審議会	生涯学習課	教育振興部
千葉県教科用図書選定審議会	学習指導課		千葉県教科用図書選定審議会	学習指導課	
千葉県いじめ対策調査会	児童生徒安全課		千葉県いじめ対策調査会	児童生徒安全課	
<u>千葉県教育職員免許状再授与審査会</u>	<u>教職員課</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
千葉県公立学校職員健康審査会	保健体育課		千葉県公立学校職員健康審査会	保健体育課	
千葉県文化財保護審議会	文化財課		千葉県文化財保護審議会	文化財課	
千葉県図書館協議会	千葉県立中央図書館		千葉県図書館協議会	千葉県立中央図書館	

3 施行期日

令和 8 年 7 月 28 日